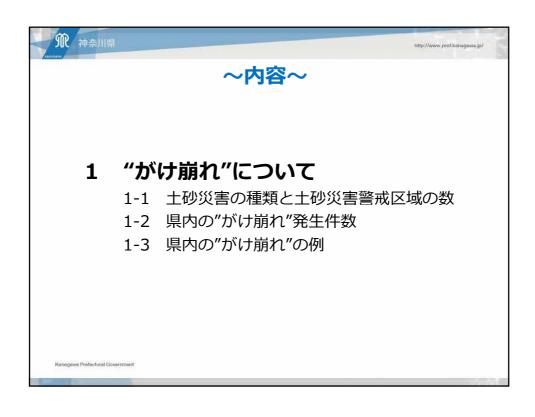
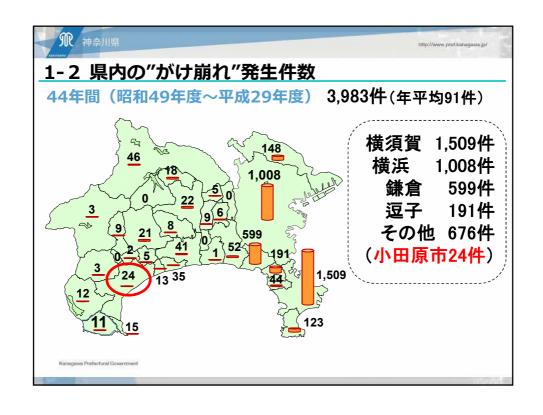
# 

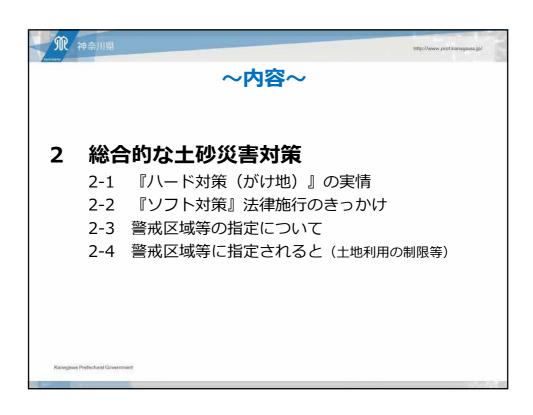








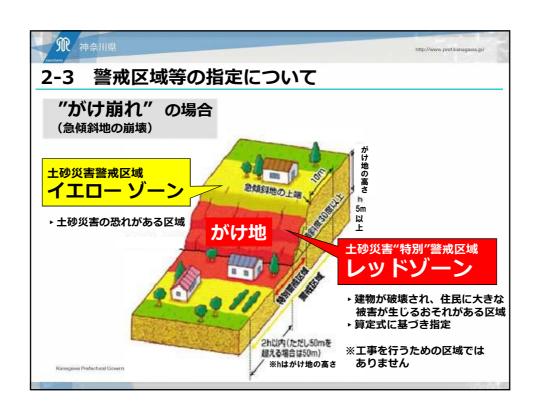


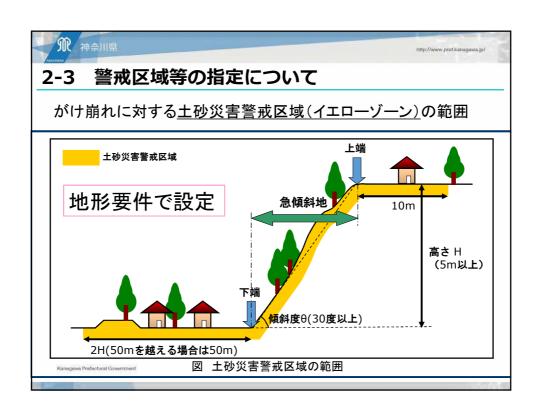


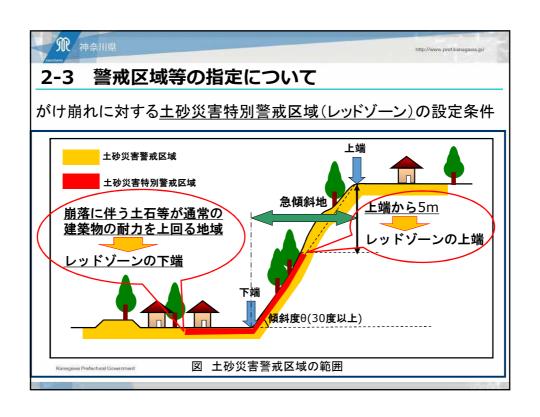






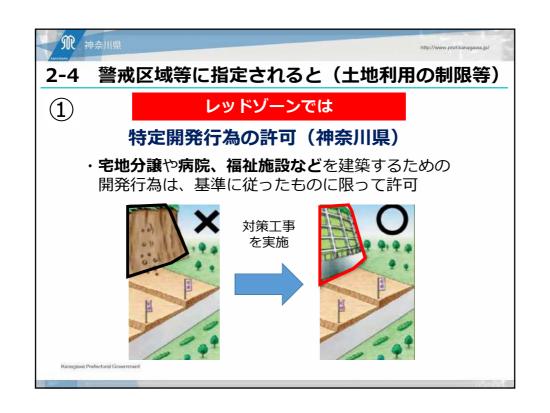






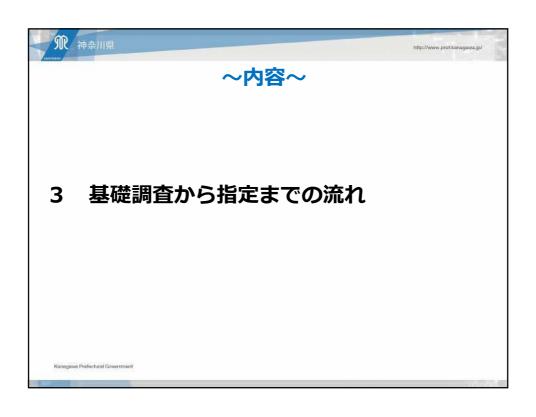


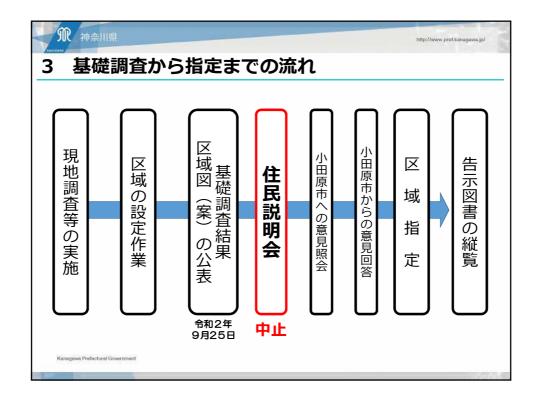


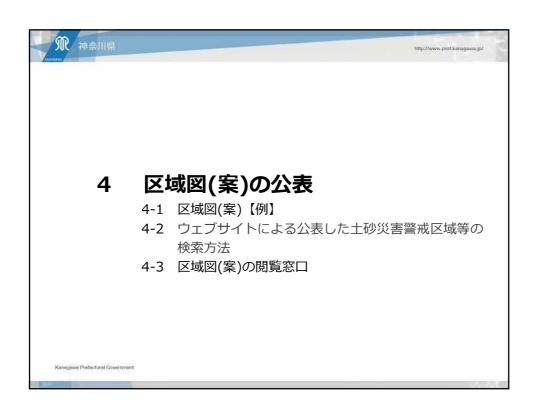


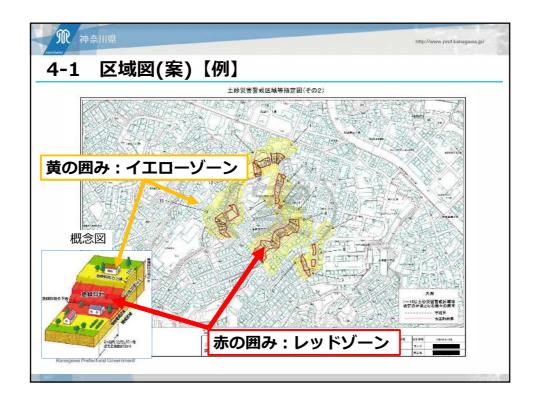












## 別紙

# ウェブサイトによる公表した 土砂災害警戒区域等の検索方法

検索サイトを使って「神奈川県土砂災害情報ポータル」で検索

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

### 検索結果「神奈川県土砂災害情報ポータル」をクリック





#### ――住所検索について

検索システムの精度上、対象住所が該当しない場合がございます。

また、「〇〇1-1-1」で結果が得られない場合、「〇〇1-1」や「〇〇1」のように検索項目を減らして近隣の住所から調べていただきますようお願いいたします。

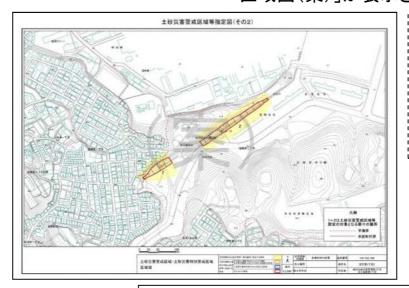




「調査済み土砂災害警戒区域等(未指定)」のみが表示される



「区域図(案)」が表示される



#### 【留意事項】

地図上に表示されている区域は正確な位置を示していない場合がございますので、 必ず区域図(案)でご確認く ださい。

【土砂災害情報ポータルに関する問合せ先】 神奈川県砂防海岸課 045(210)6511



# 神奈川県 ①県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1県庁新庁舎 11階 045-210-1111(代表)

045-210-6511(砂防海岸課急傾斜地グループ直通)

②県西土木事務所小田原土木センター

河川砂防第二課

〒250-0003 小田原市東町5-2-58 0465-34-4141(代表)

小田原市 ③建設部 建設政策課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

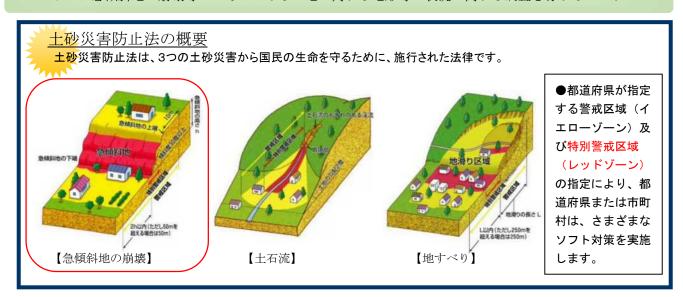
0465-33-1527

## ~土砂災害に備えていただくために~

神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、 「土砂災害"特別"警戒区域」の指定に向けた基礎調査を進めています。

#### 【基礎調査とは(抜粋)】(土砂災害防止法 第4条)

○ 基礎調査とは、県が、国の定めた基本指針に基づき、土砂災害特別警戒区域の指定に必要な基礎調査と して、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形等の状況に関する調査を行うものです。

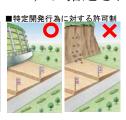


災害特別警戒区域(レッドゾーン)とは

無傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが あると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されると、、、

- 1. 特定開発行為に対する許可制
- 2. 建築物の構造規制
- 3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置
- 4. 宅地建物取引における措置

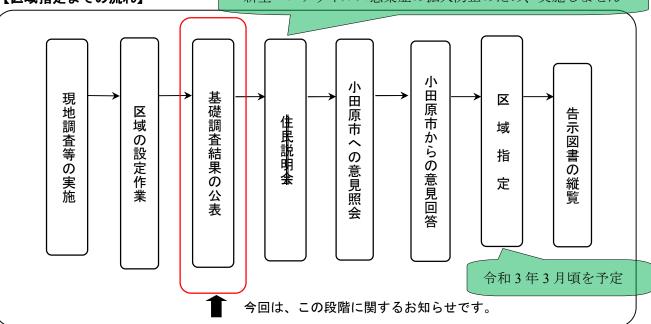






# 【区域指定までの流れ】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、実施しません



#### ◎よくあるお問合せ

- Q1. 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)や土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定が無けれ ば安全なの?
- A1. 土砂災害警戒区域等は、土砂災害防止法に基づき、一定の要件(がけの傾斜30度以上や高さ5 m以上)を満たす区域を指定するものです。したがって、土砂災害警戒区域等に指定されていな いことをもって、土砂災害の危険性が全くないとは言えません。

#### Q2. レッドゾーンに居住している場合は、どうすればよい?

- A 2. レッドゾーンに居住されている場合は、そのまま居住することが可能です。ただし、レッドゾー ンに指定されたあと、建替や増築等を行う場合は、建築物の構造規制に基づく建築確認を受ける 必要があります。また、十砂災害警戒情報が発表された場合には早めの避難をお願いします。
- Q3. レッドゾーンに指定されたら、行政がなにか対策をとってくれるの?
- A 3. 土砂災害防止法の目的は、ソフト対策を推進しようとするものです。レッドゾーンに指定される と、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。ただし、急傾斜地が自 然崖であり、がけの高さや保全人家等一定の条件を満たせば、急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地 法)に指定して、県による防災工事が可能となります。個別に相談いただければ、現地確認等を 行います。

#### Q4. 土砂災害警戒区域等の指定に反対すれば、指定は行わないの?

A 4. 土砂災害防止法では、区域指定の要件に地権者や占有者等の同意を必要とはしておりません。警 戒避難体制の整備や無秩序な開発を抑制するなど指定前よりも、土砂災害に対して安全性を高め るための指定ですので、ご理解ください。

#### Q5. レッドゾーンに指定された場合、資産価値の低下に対する補償はあるの?

A 5. 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、その土地が本来持っている性質(危険性) を明確にするもので、指定に対する経済的な補償はありません。

#### Q6. 建築物の建替えや増改築の構造規制とは?

A 6. 自宅の建替えや増改築等をするとき、想定される土砂の衝撃に耐え得る擁壁や建物自体の構造 強化などが、皆様のご負担で必要になります。

#### Q7. 土地の売買は出来るの?

A 7. 売買は出来ますが、特定開発行為を行う場合は宅地建物取引において、一定の制限があります。

#### Q8. 新たにレッドゾーンに指定された場合、固定資産税の評価額はどうなるの?

A8. 小田原市資産税課では、指定された翌年の1月1日現在の状況でレッドゾーンを考慮し評価され る場合があります。

#### ◎その他のよくあるお問合せ

- Q9. 斜面上部、斜面内、斜面下部にそれぞれ別の地権者がいて、斜面上部が崩れて斜面下部に被害が あった時、責任の所在はどうなるの?
- A 9. 原則的には、崩れた斜面の所有者に、管理責任が生じます。

#### Q10. 斜面に生えている木を切ってくれないの?

A10. 斜面の土地所有者の管理になりますので、土地所有者にお問い合わせください。

### <問合せ先>

○土砂災害防止法に関するお問い合わせ

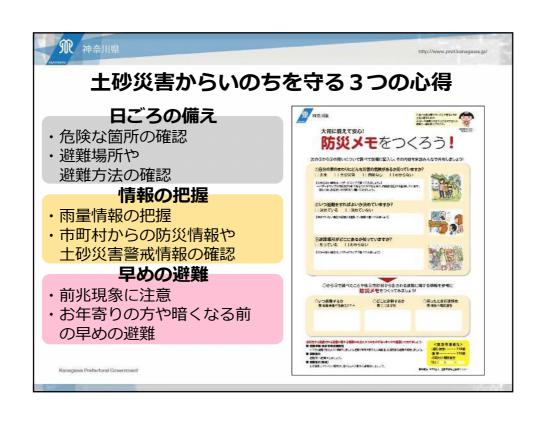
神奈川県 県西土木事務所 小田原土木センター 河川砂防第二課

電話:0465-34-4141 8:30~12:00 13:00~17:15 (土・日・祝日を除く)

○市の窓口

小田原市 建設政策課

電話:0465-33-1527 8:30~12:00 13:00~17:15 (土・日・祝日を除く)





洪水や土砂災害からいのちを守るための 方法を紹介します! とくに、お年寄りの方や小さなお子さんは、 家族と一緒に読んでみてね。

申奈川県PRキャラクター かながわキンタロウ

## 大雨に備えて安心!

# 防災メモをつくろう!

次の①から③の問いについて確認し、チェックしましょう。

□ 洪水 □ 土砂災害 □ 危険なし □	] わからない
【わからない場合は、ハザードマップで調べてみましょう。】 →ハザードマップは市町村のHPで見ることができるほか、市町村窓口	つでも配布しています。
詳しくは、お住まいの市町村へ聞いてみましょう。	1000
②いつ避難をすればよいか決めていますか?	
□ 決めている □ 決めていない	m Observed II
【決めていない場合は家族と相談して、事前に決めておきましょう。】 →避難のタイミングは、このページの下の方に書かれている市町村か	いら祭今される波難に
関する情報や、気象庁発表の気象情報が参考になります。	TALL DESIGNATION OF THE PROPERTY OF THE PROPER
③避難場所がどこにあるか知っていますか?	
□ 知っている □ わからない	
【わからない場合は、ハザードマップで調べるか、市町村に確認しまし	
→2か所以上の避難場所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ複 確認しておきましょう。	一般の一般などのできません。

①から③で調べたことや地元市町村から出される避難に関する情報を参考に **防災 メモ**をつくってみましょう!

防災メモをつくってみましょつ!		
<ul><li>いつ避難するか</li><li>例:避難勧告が発令されたら</li></ul>	○どこに <b>避難するか</b> ※ 例:○○小学校	<ul><li>○どうやって避難情報を確認するか</li><li>例:市町村ホームページ、テレビ</li></ul>
○困ったときの連絡先 例:家族の電話番号	○緊急時連絡先	
	・消防・救急・・・・・・119番 ・警察・・・・・110番 ・市町村の電話番号 TEL()	・避難場所や、避難情報の確認方法は、市町村が作成・配布しているハザードマップ(または防災マップ)などで確認することができます。

※避難場所は、災害規模や状況によって異なるため、避難する際は市町村から出される避難情報をよく確認しましょう。

#### 市町村から発令される避難に関する情報には次のようなものがありますので確認しておきましょう!

- ■【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始
  - ・ お年寄りや身体の不自由な方など、避難に時間を要する方は避難を開始しましょう。その他の方はいつでも避難できるように準備をしましょう。
- ■【警戒レベル4】避難勧告
  - 対象地域の方は避難を開始しましょう。※
- ■【警戒レベル4】避難指示(緊急)
  - まだ避難していない場合は、直ちに避難しましょう。※
- ※ただし、外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。